

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

【R3.10月分】

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	令和3年10月1日	福島県指令南建 第1755号	河内 美文 郡山市安積町笹川字高石坊56-1	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字 原中148番2、149番9、148番2先道	42.12	6.10
2	令和3年10月7日	福島県指令南建 第721号	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行 東京都西東京市北原町三丁目2番22号	福島県白河市真舟8番2、8番52、8番 57、白河市北真舟180番1、194番1、 180-1地先法定外道路	70.34	6.00
3	令和3年10月8日	福島県指令南建 第1787号	丸昌不動産有限公司 代表取締役 十文字 光伸 白河市立石山1-3	福島県白河市昭和町41番4	20.00	5.00
4	令和3年10月11日	福島県指令南建 第1848号	有限会社田部井工務店 代表取締役 田部井 敏彦 西白河郡西郷村大字熊倉字折口原352-3	福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折 口原386番24	65.00	6.00
5	令和3年10月13日	福島県指令相建 第44-1号	株式会社アスカ不動産 代表取締役 佐久間 光利 南相馬市原町区大木戸字金場9番地1	福島県南相馬市原町区小川町1番2、 5番2	38.38	4.00～6.00
6	令和3年10月28日	福島県指令南建 第1786号	東北ミサワホーム株式会社 代表取締役 川邊 進太郎 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号	福島県白河市金屋町53番1	16.00	4.00